一の五　第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置		
一の六　第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置		
一の七　第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置		
二～四の三　（略）	（略）	
四の四　第二条第四号の四の制動装置	第七十八号第六改訂版	
五　（略）	（略）	
五の二　第二条第五号の二の制動装置	第十三H号改訂版	
五の三　第二条第五号の三の制動装置	第十三号第十三改訂版	
五の四～十一の六　（略）	（略）	
十二　第二条第十二号の座席	第十七号第十改訂版	
十三　第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置	第八十号第四改訂版	
十三の二　第二条第十三号の座席		
十三の三～十五の三　（略）	（略）	
十五の四　削除		
十五の五～四十一　（略）	（略）	

2・3　（略）

二～四の三　（略）	（略）	
四の四　第二条第四号の四の制動装置	第七十八号第五改訂版	
五　（略）	（略）	
五の二　第二条第五号の二の制動装置	第十三H号改訂版	
五の三　第二条第五号の三の制動装置	第十三号第十二改訂版	
五の四～十一の六　（略）	（略）	
十二　第二条第十二号の座席	第十七号第十改訂版	
十三　第二条第十三号の座席及び頭部後傾抑止装置	第八十号第四改訂版	
十三の二　第二条第十二号の二の座席		
十三の三～十五の三　（略）	（略）	
十五の四　第二条第十八号の一酸化炭素等発散防止装置	第百五十四号第二改訂版（レベル一Aに係る部分を除く。）第百五十四号第三改訂版	
十五の五～四十一　（略）	（略）	

2・3　（略）